

準備はお済みですか？

# 確定申告

東金税務署  
0475-523121  
税務課住民税班  
☎(84)1212

## 所得税・町県民税の申告期間

2月16日(水)～3月15日(火)

この申告は、令和3年中の所得を申告するもので、令和3年分の所得税や令和4年度の町県民税の課税基礎となりますので必ず申告してください。

今年の町申告相談は、町民会館で行いますのでご注意ください。

また、期間中は大変混雑しますので、申告相談を利用する方は地区割日程表を参考のうえ、お早めにご来場ください。

なお、「町県民税申告書」は前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認いただき、申告してください。

### ○申告相談地区割日程表

とき	地区割
2月16日(水)	全地区
2月17日(木)	大総地区・東陽地区
2月18日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月21日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(火)	上堺地区・白浜地区
2月24日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月25日(金)	大総地区・東陽地区
2月28日(月)	上堺地区・白浜地区
3月1日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
3月2日(水)～15日(火)	全地区

■相談会場  
町民会館

■受付  
午前8時～11時  
午後1時～4時

■相談  
午前9時～12時  
午後1時～  
※期間中の土・日曜日、  
祝休日を除く

### ◎次の申告相談は町では受けられませんので、東金税務署でご相談ください。

- 青色申告
- 土地・建物および株式等の譲渡所得
- 雑損控除
- 消費税
- 贈与税
- 相続税
- 初回の住宅借入金等特別控除
- 令和2年分以前の申告

### 所得税の確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがあり、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
  - 土地や建物等の不動産、株式等の資産を譲渡した方
  - 土地、建物、株式等の譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。
  - 給与収入が2,000万円を超える方
  - 給与所得があり、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
  - 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった方
  - 年金収入が400万円を超える方
  - 年金に係る雑所得があり、年金以外の所得の合計額が20万円を超える方
  - 勤務先での年末調整から収入及び控除額に変更のある方
  - ※給与所得者や年金所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。
- なお、給与所得者や公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得も申告する必要があります。

### 町県民税の申告が必要な方

- 令和4年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告をお願いします。
  - 営業・農業・不動産所得などがあり、確定申告の必要がない方
  - 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ支払報告書(※)が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)。
  - 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ支払報告書(※)が提出されていない方
  - 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方
  - ※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類
- 持参するもの**
- ・事業(営業・農業等)所得者は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
  - ・給与所得者や年金受給者は源泉徴収票
  - ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
  - ・障害の程度がわかる各種手帳または認定書など
  - ・医療費控除する場合は医療費通知または領収書